

平成二四年三月五日（月）

衆議院予算委員会第二分科会

速記録（議事速報）

○若泉主査 これにて高井崇志君の質疑は終了いたしました。

次に、豊田潤多郎君。

○豊田分科員 新党きづなの豊田潤多郎でございます。

私は、きょう、川端大臣に二問、基本的なことでお伺いをしたいということで、既に質問要旨はお渡ししてありますが、地方公共団体における行財政改革、これが第一問、それから第二問は郵政改革ということで、非常にテーマとして大きなものでございますけれども、きょうは、批判的な立場というよりも、大臣に協力的に、ぜひいい御答弁というか前向きな御答弁をいただきたいということでお伺いしたいと思います。

まず、第一問の地方公共団体における行財政改革でありますけれども、私がこのことを御質問するというのは経緯がございまして、ほぼ二年ほど

前になりますけれども、私が予算委員会に所属をしておりますときに質問に立たせていただいたそのときに、ちょうど今の枝野経産大臣が行政刷新の担当大臣になられたその当日でありまして、その玉突きで仙谷さんが行政刷新からたしか戦略担当大臣になられたときだと思います。それと、

あと財務大臣、もちろん菅前総理でしただけでも、そのお三人にいろいろ質問をさせていただいた中で、私は、行財政改革というのは、国ももちろんですけれども、地方においても大変重要な課題ではないか。特に、国債の発行残高も大変なものですけれども、地方債の発行残高も、それに負けず劣らざるウエートを占めている。こういう中で、国だけではなく、地方公共団体も一体となつてやるべきではないか。特に、今、大阪あたりで、大阪市と大阪府の無駄を省くということで橋下市長が頑張っていますけれども、非常に二重行政、三重行政の無駄があるのではないかというふうに私は思っているわけです。

そこで、仙谷さんというのか、担当がたしか仙谷さんだったのでお尋ねしたんですが、お答えは非常にいい指摘で、もちろん地方も含めて、国と地方の一体改革でやりますということをおっしゃっていたんです。

まず、大臣にお聞きしたいのは、その当時は川端大臣は文部科学大臣でおられたと思うんですけども、所管外かもしれませんが、ぜひ、その当時の検討、それ以降というか、それ以前からも含めですけれども、政府として、地方の行財政改革をどういうふうに進めるべき、あるいは進めてこ

られたのか、その辺をちょっとまず最初にお伺いしたいと思います。

○川端国務大臣 よしあしの評価はいろいろあるんですが、いわゆる小泉構造改革で三位一体改革というのが行われました。平成の大合併ということと同時に、これはかなりショック療法なのかなというふうに思います。いわゆる地方交付税をばつさり切るということで、お金がないんだからみんな死に物狂いでやってくれ、財源は移すからということだったのが、実は余り移らなかったことになって、地方は地方なりに、非常にせつぱまった努力をされた。それが結果として、大変疲弊した部分も実は生みました。

そういう経過がありましたけれども、やはりその中で、私の感じとしては、地方は、一定の方向性はあっても、国から余り強制したりするのはやはり非常に弊害も生むということの中で、できるだけ地方の自立、自主性に任せる中で頑張つてほしい。そのときに、身近な地方の行政はできるだけ身近な地方自治体が責任を持ってやってください、それで賄えない部分を広域の自治体、最終的には国という補完性の原則というものを含めて、地域主権改革というものが民主党政権の一つの大きな柱になりました。

その一環として、義務づけ、枠づけとかいう部分でいろいろなことを地方に権限を渡す、あるいは一括交付金化をしてできるだけ自主的に使えるようにするというふうな方向で地域の自主性を促していく中で、一定の改革というのは、地方に

において、正直言つて濃淡はあると思いますが、進んできていくというふうに思います。

今申し上げたように、政権交代時期に地域主権改革が一丁目一番地だということでの施策がスタートしたということは大きかったと思いますけれども、個々具体の部分で、その大枠以上の部分は、今、仙谷さんのもとでやっておられた部分では、それ以外に、もう少し個別具体の部分でいうと、ちよつと今御答弁できかねますけれども、そんな感じです。

○豊田分科員 私は、予算委員会それから、今は財務金融委員会に常任委員会は属しておりますが、そこでのいろいろと質問に立っておりまして、また、昨年の暮れに民主党を離党し新党きづなを結党したわけですが、その一番大きな理由は、また、質問をさせていただいている趣旨は、消費増税の前にやるべきことがあるであろう、これを訴えてきているわけです。

社会保障と税の一体改革というのもおかしい。社会保障だけが何も税の対象じゃなくて、社会保障を含む聖域、社会保障は聖域ではない、私はもつとメスを入れるべきところがあると思つていますが、その社会保障を含めた歳出全般と、それから、何も消費増税だけが歳入ではないので、税外収入や政府の保有株、いろいろ今たばこだとかあるいは郵政とか言われていますけれども、そういう税外収入もできるだけ増額をし、そして、そのほかの税とのバランスも考えながら最終的に消費税の増税が出てくるという話が、切り口が全く、菅前総理の去年の六月スタートした時点から、社会

保障と税でてんびんにかけて社会保障と消費税だと。そして、社会保障を受けたければ消費税の増税はやむを得ないだろうという二者択一の、二者が択一できない、自由選択できない、結論ありきの、消費増税ありきのそういう提案の仕方、切り口で物事が進んできていくということがおかしいのじゃないかと。

一月のNHKの世論調査でも、七一・二%という数字が、消費増税の前にやるべきことがあるであろう、そういう国民の声が七割以上あるわけです。消費増税を上げるべきではないというのは一三・六ありまして、合わせるると八四・八%。そういう方々がやはり消費税に反対をしている、あるいは消費税を上げる前にはやるべきであるであろうということも言っているわけです、これを今野田総理が進めておられるというのは私はちよつと反省をさせていただきたいということ、川端大臣に申し上げたいことは、地方だって、今回消費増税で地方に財源が行くわけですから、当然地方も、財源をもらうのであればその前にやるべきことがあるのではないかと、これが私の基本的な立ち位置というか考え方なんです。

そこで、二番目に、総務大臣としてお答えは、今のお答えで満足できない部分もありますけれども、政府として一体取り組んできたのかどうかという、私も役所に長い間います、国と地方の関係というのは難しいこともあります。大臣がおっしゃるように、なかなか、国で決めたから地方がすぐそれに従うとかあるいは強制できるというものではありませぬけれども、まず二つに分けて、

法律事項と、法律でない、今の行政指導というのも役所間でどうかと思いますが、法律によらずしてすぐできる地方向けの行財政改革のプランと、それから法律で、法律なら何でも、衆参のところ成立すれば国の権限でできるわけですから、法改正をしてでもやっついこうという地方の行財政改革。

やり方としてはこの二つ、法律によらないもの、法律によつて最終的にやるもの、こういうふうに分けられると思うんですが、この二つの観点から特に今法律に頼らなくてもできるような何か有効な手段というものは、大臣、お考えがございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○川端国務大臣 大変難しいお問い合わせでありまして、法律によらないというか、基本は、地域主権を標榜するということは、地方のことはできるだけ自分でやるようにということでありまして、その部分で、例えば小泉改革というのは、財政的に締めたといいますか、削つて渡さないということは何とかしろよということでした。これは、お尻に火がついたというか、せつば詰まった部分では、もう生きていけないということでは相当無理をされた部分がありました。それは結果として、やはり行政サービスの低下をもたらすと同時に、前向きなことが何もできない、守るだけでも守り切れないみたいな状況であったということでもあります。そういう意味では、これも別に、だからこれが法律によるのかよらないのかという、財政措置はいろいろありますけれども、そういう意味の反省も含めて、やはり地方はできるだけ自分たちで

きることを自立的に自己責任でやってほしいという国の形であるべきだというのが民主党の基本的な部分です。

そういう意味では、みずからの部分では相当御努力もされていると思います、先ほども言いました濃淡はありますけれども。その中で、行財政改革というときに、法律によらないという意味では、これはやはり、そんな生ぬるいとおっしゃるかもしれませんが、それぞれにやってもらえるいろいろな事例はあります。

そういうことと、それから、独自に取り組むときの取り組みやすい環境整備というのがありますし、義務づけ、枠づけの見直しに關しても、これは最終的には条例でありますので、自主的におやりになるというときの条例の取り組み方によってはというときに、実は、非常に前向きに何とかやるうとうとうと余り関心のないところで濃淡が出てしまうということがありますので、やはり、いろいろな部分でのテクニカルなことを含めた情報の共有化と先行事例の周知というのは非常に大きな手段としてある。

基本はやはり、自立的に、自主的にやっていただきたいというのが大きなベースでありますので、法に基づかないという、法ではこれは強制ですから、法でやるものももちろんありますが、そういう形の中で取り組んでいくということ。

ちよっと問いが難し過ぎて、どう答えていいのかちよっと戸惑っておりますけれども。

○豊田分科員 それでは、具体的に二つちよっとお聞きします。

一つは、私、予算委員会でも申し上げました一括交付金制度、これを、今のひもつき補助金から一括交付金にできるだけ大きく移行していくべきではないか。これは別に法律はそんなに要らない中には法律を変えなきゃならない部分もあるかもしれないませんが、行政裁量、予算措置でかなりできる。

私もその昔、中小企業の予算を担当していたときに、当時、一部の補助金を一括交付金に変えたことがあります、農水省の担当主査と連動して。

そういうこともやってきましたので、当時はまだそれは非常にはしりて、一括交付金なんというところ役所が反対してどうしようもなかったんですが、それを、強引に通産省を押し込めてといいますが、やり込めて一括交付金化した経緯があります。今は非常にそういうムードが高まってきたところでもありますし、それから、仙谷さんが、たしかシンクタンクなんかをやっておられる、民主党の中の機関で聞き取り調査をされたところ、地方の重立った首長に聞き取りをされたら、今の行政サービスを下下させないという範囲で、ひもつき補助金ならその七割の一括交付金にしてもらえればやれると。それは精査しないと、いろいろな補助金がありますから、なかなか一概には言えないかもしれないが、そういうふうな首長さんが言っているという話があります。七割ですから、掛け値があるでしょうから、もつと絞れば実際に六割とか五割でできるかもしれない。

そういうことからすると、例えば、一括交付金制度をどんどん導入していくということで、経費

の削減も図れ、なおかつ地方の活性化につながる。民主党として、与党として、一石二鳥のやり方ではないかという気が私はするんですが、そこになかなか踏み込んでいかない。やっているやっていると政府はおっしゃいますけれども、桁が一桁違うんじゃないか、三千とか五千とかという話で。

それじゃなくて、兆単位で出すぐらいの、二十兆ぐらいの補助金があるわけですから、精査すれば恐らくかなりの、兆単位でそういう一括交付金に持っていけるという思いが私はあるんです。その七割であれば、あるいはうんと絞って五掛けであれば半分ぐらい浮くわけですから。そういう形の、国と地方両方での行財政改革ということもできるのではないかとというのが一つ。

もう一つは、地方公務員の給与、これも、前、大臣がおっしゃっていて、各地方公共団体、自治体で決める話ですからという話がありましたけれども、もしあれなら、今回、国家公務員が七・八%、二年間にわたり給与を削減される。それは復興の財源ということではありますけれども、本来の民主党の、二年半前に国民の皆さんにお約束したのは公務員の総人件費二割カットですから、しかも、前原政調会長も、とてもこれは二年で終わるわけではない、安住財務大臣も、二年で終わるわけではない、二割カットに向けてこれは当然やっていくんだということをおっしゃっているわけですね。

そうすれば、地方公務員だって、逆に今、地方と国だったら地方の方がよ過ぎるという話もありますし、随分天下りをしていますし、私は京都の

出身ですが、京都の地方公務員が昼間からパチンコに行ったり、テニスをしたりというような事例だつてあつたという。それは一部の人かもしれないけれども、そういうふうな、何か規律が緩み、かつ、そういうところに多額のお金を出している。しかも、これは京都市の事例ですけれども、交通局の職員、バスの運転手さんが一千万もらつているんですね、一千万以上。大阪市はもっとひどいというふうに聞いています。

こういうところにもっとメスを入れる方法があるんじゃないか。場合によつては、地方公務員も含めた、国家公務員、地方公務員給与一括何とか法案というような形で、上限を決めるとか、あるいは、何千万、例えば二千万とか一千万以上もらつている人は一五％、二〇％カットする、四百万とか三百万の人は五％ぐらいに据え置くというような形を、国家公務員だけじゃなくて、地方公務員も含めた法律という形だつて、やろうと思えばできると僕は思うんです。

そういうことで、一つ、一括交付金制度への移行の話と、もう一つは地方公務員の給与の削減、この辺の二つの点から、ぜひ大臣にお考えをお聞かせいただいて、厳しくメスを入れていただきたい、このように思うんですが、いかがでしょうか。

○川端国務大臣 一括交付金の話、今言われた七割、多分、私の記憶では八割じゃなかったかなというふうに思いますが……（豊田分科員「七割と聞いています」と呼ぶ）七割ですか。

要するに、例えば知事会の皆さんとか、大分前、まだ我々が野党のときだつたと思うんですが、

一括交付金に使われていたければ、減らしてもらっても自由に使わせてくれたらいいですよというお話はあつたことは事実です。最近はおっしゃっていません。その分はもっとふやせというお話しがあります。それは、言つていませんというののは、地方の皆さんが言つておられませんという。

一括交付金は、制度の枠を対象も含めてふやしてほしいということ、額をふやしてほしいということでありますが、配分の仕組みにも原因するんでしようけれども、自由にさせていただければ額が減つてもいいという議論は、最近皆さん方からはありません。

それで、今少ないじゃないかということ、五千億から今回六千数百億、沖繩を入れて八千億ということ、ふやしてきましたけれども、一定の評価はしていただいているんですが、大蔵省におられた部分で感覚的にはおわかりだと思いますが、この総額をいかにふやすかというときの私は担当大臣として、各省庁折衝という部分でいえば、半端でない難しさがある中を、何とか地方との接点を見つるべくやってきたという部分では、なかなかハードルは高いことは事実ですが、方向としてはできるだけふやしたいというのは、私もそう思つております。

一方で、地方公務員の給与の問題でありますけれども、ラス指数自体は九八・八ですので、全国平均でいえば、これも濃淡はあると思いますが、百は切つております。それは逆に言えば、それだけ地方の皆さんは、この一連のここ数年來、相当努力をされたんだというふうに思います。

その中で、国家公務員の給与はまさに国が決めますから、みずから決めるという立場で削減する法律がこの前通りました。ただ、地方公務員に關しては、地方自治法で、みずからが条例で決める。国や民間団体、地域の経済状況、それから人事委員会勧告等を総合的に判断して条例で決めるというのが法の趣旨でありますので、地方公務員に關しては、国は、先ほど言われたように、こつちが決めてやるということではなくて、求める立場であつて決める立場ではないというのは御理解いただきたいと思います。

その前に、公務員、今度は七・八％を二年間で、臨時の特例財源としてやりました。これは、前原さんや安住さん等々がいる、きのうもどなたかテレビでおっしゃつたという報道がありましたけれども、今の国家公務員の給与は、原則として人事院勧告に基づいた民間準拠で決めるということですから、これ以外の方法で上げたり下げたりすることは基本的には想定をしていない制度です。したがって、これから今、国としては、国家公務員の関連四法案ということで、自律的労使関係を構築して人事院制度を廃止して、国と労働団体の労使交渉で自律的に給与を決めるということとを提案しています。これはまだこれからどうなるかわかりませんが。

この仕組みが構築されれば、現下の厳しい経済状況、財政状況の中でこれからの給料をどうするかということは、その協議を踏まえて国会の議決で決めるということができまますけれども、これができていないと、人事院勧告に基づくというこ

とでいえば、今の七・八%の部分はずっと続けてやるといふことは、完全に憲法にも違反するといふことになりかねないという難しさがありません。

そういう中で、二年で期限が切れますから、二年後にどうするかは、来年の人勸がどういう形で出るのかも踏まえながら、そしてこの四法案の行方、自律的労使関係の法律がどうなるかを見据えながら、政府としてどういう給与法を国会に出すかという判断であります。機械的に決まっているわけではないという部分では、政治判断ができるという状況は、そのときにせざるを得ないと思っておりますが、地方は同じ状況を地方独自で考えるというのは、まさに地域主権だといふときには、そういう簡単な話ではない。というより、むしろやるべきでないと思っております。

○豊田分科員 大臣のおっしゃることも私はよくわかりますし、理解できるところですけれども、要するに、今の法制度、体制のもとでやろうとする、延長線で考えれば大臣のおっしゃるようなことになるわけでして、思い切って立法措置でやっていくという立場に立てば、私はかなりのことができると思っております。

例えば、最近、大阪の橋下市長が、道州制の導入だとかあるいは二院制の廃止、参議院の廃止というようなことも言われ、参議院廃止か二院制を一院制にという話だと思えますが、そういうことは、確かに憲法を改正しないとできないということとはなかなか難しいことですので、方向性、ビジョンとしてはわかっても、現実問題としては無理

だ。

しかし、憲法の中で、その枠組みの中で、例えば今の国と地方の関係のあり方というものは、法制度を整備すればかなり私はできると思っています。地方自治ということでは、それは地方自治体に任せられるのでもいいかもしれませんが、行財政改革については国と地方と一体としてやっていく、そういう法案の手当てをすれば、その部分においては、人件費なり一括交付金の制度なり、あるいはその他のいろいろな、第三セクターだとかなんとか公社とか、地方もいっぱいつくっていますけれども、そういうものの廃止だとか、そういうことは投網をかけるような形で私はできると思っていますね。

ですから、川端大臣お一人でこれができることは私はとても思いません。政府が、各省庁全部連携して、ましてや戦略担当大臣等が引っ張っていかなきやならないのかもしれないけれども、ぜひこのことを私は強く申し上げて、特に地方自治を担当されておられる川端総務大臣に、できるだけ前向きな姿勢で、法改正も含め、あるいは新たな立法措置も含め、地方の行財政改革に取り組んでいくんだ、この姿勢をお示しいただければと思います。

済みません、あと五分ということになりましたので、もう一つ。残りわずかになりましたが、ちよつと郵政改革の話をお聞かせ願いたいと思っております。

郵政の問題は、二年半前にマニフェストでも民主党は約束をし、それがなかなか実現できずに今ここまで来ている。それは自民党や公明党の動き

もあつてのことだとは思いますが、震災のときでも、郵政改革が進まないことではいろいろな弊害が出ている。例えば、東日本大震災の被災地において、郵政事業の分社化の弊害が顕著になっている、それからまた、流失とか倒壊した郵便局施設等の復旧、再建についても、先行きの会社形態の姿が見通せないということから、どういふように具体的なプランを立てていいのかわからない、こういうことが指摘されているわけです。

震災を受けたところでは特にこういう問題が大変顕著にあらわれているかもしれませんが、同様な話は全国津々浦々で、一体、郵便局あるいは郵政、郵貯、簡保、どうなるんだというのが、郵便局の窓口に行くと、私も、顔見知りの郵便局長さんなんか、何とかしてください、先生、民主党でしようと言われて、いや、今はもうきづなになつちやつたんですけれどもという話をしていんですが、きづなも同じ考えです。郵政改革はきちつとしないと禍根を残すことになると思っております。

時間がだんだん迫っておりますが、大臣の見解、御所見と、それから、どういう方向に持っていくたらいのかというのをちよつとお聞かせ願いたいと思っております。

○川端国務大臣 基本的な認識は一緒でありまして、震災で顕著になりましたけれども、省庁の壁を破らなければならぬ、縦割り行政の弊害とよく言いますが、何か民営化によって、結果として、分社化して縦割りの弊害を新たに生み出したということが、サービスの低下や、災害時も

含めて、何か自転車一台借りるのに山盛りの手続
 が要るみたいないな、信じられないことが起こった。
 しかも、せつかく長年にわたって明治以来築いて
 きたいわゆるユニバーサルサービスのネットワー
 クが、このままだと潰れてしまうのではないかと
 という危機的な状況にあるというふうに思っており
 ます。しかも、先行きの経営形態がはっきりしな
 いということ、特に郵便事業を含めて大変厳し
 い経営環境の中で、どうしていくのかの絵もはつ
 きり描けないという状況であります。

基本的には、そういう認識の中で郵政改革法案
 を出しましたけれども、やはりそれぞれ、いろい
 ろな経過と異なる議論がある中で、今、各党
 間でかなり熱心に御議論をいただいているので。
 今の基本的な認識はそんなに変わらないと思うん
 ですけれども、一部、いわゆる小泉改革の流れか
 ら見たときの株式の保有の方と、しかし一方
 で、ユニバーサルサービスの堅持しなければなら
 ないということに関しては意見が一致している
 というぎりぎりのところにあると思います。中身に
 関して余りコメントすると、また波風立てては
 けません、できるだけ合意を得て、早期に成立
 させていただきたいというふうに思っております。

○豊田分科員 まさに大臣が今おっしゃられたよ
 うに、難しい点があると思います。

私どもは、郵貯、簡保、金融二社のユニバーサ
 ルサービスをぜひ担保するということと、金融二
 社が容易に新規業務を展開できるような仕組みを
 つくっていただきたいという思いがあるわけです
 けれども、もう一方、私は税外収入をふやせとい

う持論を持っておりますので、郵政の株をできる
 だけ早く売却し、できたら株価の高いときに政府
 の保有株を売却して財政の手当てに充てたい、財
 源に充てたいという思いがあるんです。それをど
 の程度の割合にするか、完全にやってみれば、
 民有化というかまさに民間になっちゃいますし、
 ある程度やはり国の規制なり、一体に進めるとい
 う国の方針に沿う必要も私はあると思います。

そういう思いがあるということを申し上げます
 て、最後に、大臣にもう一度郵政改革に取り組む
 決意をお聞かせいただいて、質問時間が参りまし
 たので、質問を終わりたいと思います。お願いし
 ます。

○川端国務大臣 改革の必要性は共有していただ
 いているというふうに思いますし、時間的余裕が
 全くないという状況になっていると思えますので、
 株式の売却の資産活用も含めて、不転の決意で
 取り組んでいきたいし、何よりも、今、政党間協
 議に委ねておりますので、できるだけ各党、その
 趣旨で合意を得ていただくように期待をしてお
 ります。

○豊田分科員 どうもありがとうございます。

○若泉主査 これにて豊田潤多郎君の質疑は終了
 いたしました。

これにて本分科会の審査は全て終了いたしました。

この際、一言御挨拶申し上げます。

分科員各位の御協力によりまして、本分科会の
 議事を終了することができました。ここに厚く御
 礼を申し上げる次第でございます。

これにて散会いたします。

午後六時五十五分散会